

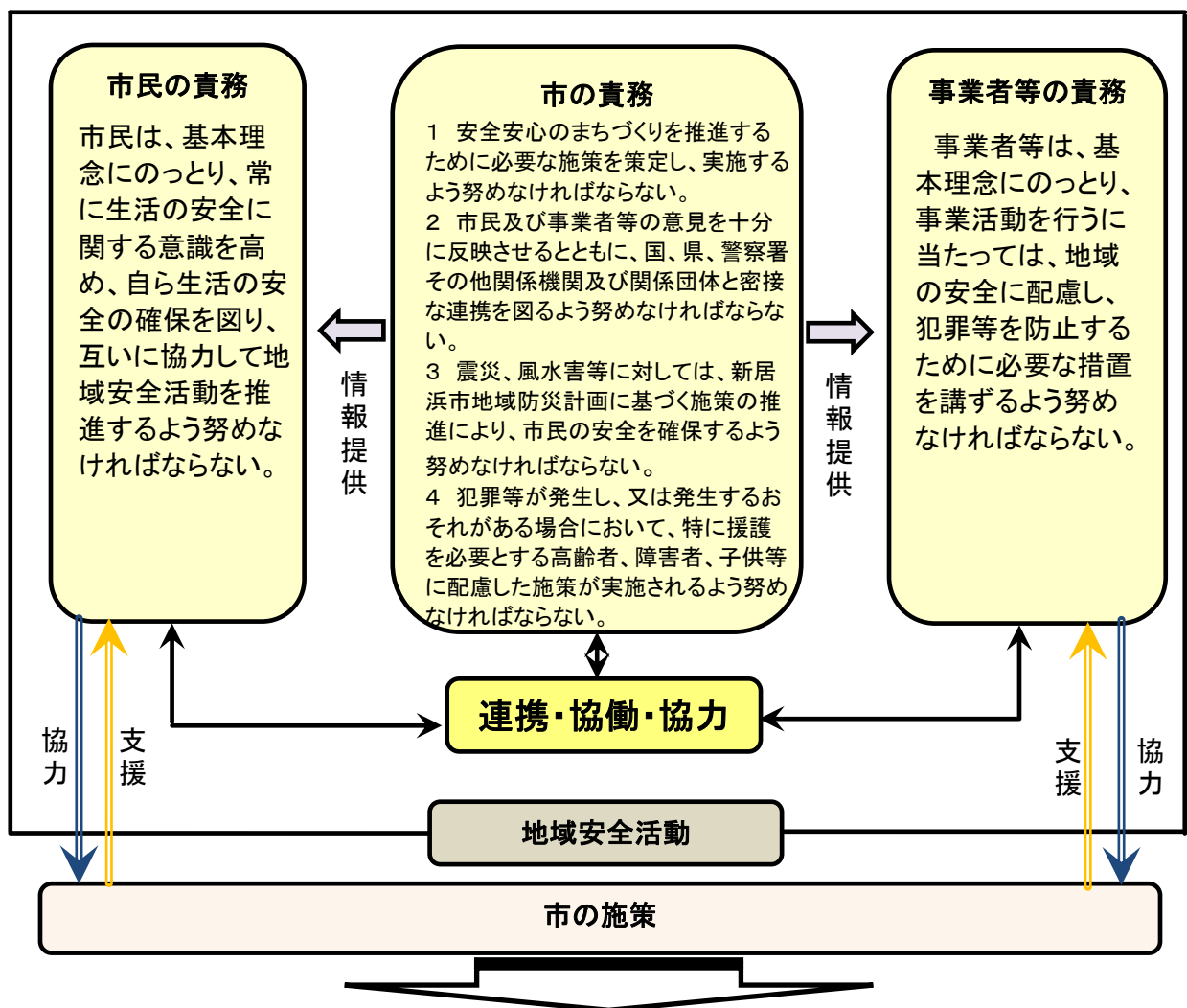
新居浜市安全安心のまちづくり条例概念図

条例の目的

この条例は、犯罪、事故、災害その他市民生活に悪影響を及ぼすような不安、脅威及び危険(以下「犯罪等」という。)を未然に防止し、市民が安全で安心して暮らすことができるまちづくり(以下「安全安心のまちづくり」という。)について、基本理念を定め、並びに市、市民及び事業者等の責務を明らかにすることにより、一体となつての安全安心のまちづくりを総合的に推進し、もつて市民が安心して暮らすことができる安全で安心な地域社会の実現を図ることを目的とする。

基本理念

- 1 安全安心のまちづくりは、市、市民及び事業者等がそれぞれの役割を分担し、密接な連携を図りながら、協働することにより行わなければならない。
- 2 安全安心のまちづくりは、自らの地域は自らで守るという基本認識の下に、自主的又は自発的に地域の安全を確保するための活動(以下「地域安全活動」という。)が積極的に推進されるための環境づくりを目的として行わなければならない。
- 3 安全安心のまちづくりは、犯罪等が発生し、又は発生するおそれがある場合に備え、市、市民及び事業者等が犯罪等に関する体験及び教訓並びに犯罪等に対する知識等を日常生活に生かすとともに、将来の世代に継承することを目的として行わなければならない。



安全安心のまちづくりの充実強化